

住民監査請求（市長給与等の返還）について（概要）

平成24年12月 3 日付けで提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求とならない旨請求人に通知しました。（却下）

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

橋下徹大阪市長は、大阪市の行政の執行責任者として「地方公共団体の事務を自らの判断と責任において、誠実に管理し執行する義務」を負っている（地方自治法）。ところが、11月17日に日本維新の会の代表代行に就任以来、本日まで17日間中13日を「公務なし」として市の任務に従事せず、衆議院議員選挙活動に全国遊説を続け、市民の税金から給与を受けている。

日本維新の会代表代行としての全国遊説の様子は連日報道され、大阪市民は「市の公務はどうなっているのか」「市の仕事に従事せずとも市から給与を受けるのか」「大阪市民はバカにされているのでは」と内外から疑問の声が寄せられている。そのうえ12月14日まで会期が予定されていた市議会を11月20日に閉会を前倒しして、国政選挙活動を優先する市長の行動は、本月16日の投票日まで継続する確実性が高い。

大阪市の公務に従事せず、日本維新の会代表代行の任務に専念する市長の不誠実な行動は、地方自治法第138条の 2 及び第141条で定めた地方公共団体執行機関のあり方についての趣旨に沿ったものといえず、私たち大阪市民に行政への不安や不信をもたらせている。

さらに、大阪市が本年 7 月に成立させた「政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例」第 2 条は（1）市長にも適用される。市長が出勤しない理由の大半は、国政の日本維新の会の活動や大阪維新の会の選挙活動であり、「職務上の組織若しくは権限又は影響力を用いているのではないかと市民の疑惑や不信を招くような行為」にあたり本条例に抵触する。市長不在で市の任務に従事せず、選挙活動に従事した場合の給与等支給は違法不当な公金にあたり市は損害を被っている。

よって大阪市監査委員は、平成24年11月17日以降に違法不当に支出された橋下市長の給与等について返還を求め、また、今後の同様の支出を差し止めるなど必要な措置を講ずるよう勧告することを求め、地方自治法第242条第 1 項に基づき事実を証する資料を添付して住民監査請求を提起する。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

- ・ 地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされ、監査請求書及び事実証明書の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が上記の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定等を欠くものとして不適法であり、監査委員は監査する義務を負わないとされている。以下、本件請

求において請求人が主張している点について検討する。

- まず、法第138条の2の趣旨に反する点について、当該条文は、執行機関が市の「事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」とするものであり、この責任は、一般的には、損害賠償責任といった法的責任ではなく政治的責任をいうもの、また、この義務は、法的義務ではなく道義的要請とされているところ、請求人の主張は、そもそも住民監査請求の対象となり得る財務会計上の行為（市長に対する給与等の支給行為）に固有の違法性を主張するものではなく、執行機関の行う事務判断に当たって他者の圧力に屈してはならないとする訓示的性格の強い法文規定を取り上げ、殊さら市長の姿勢を問題視するに過ぎないとみるのが相当である。
- 仮に、全国遊説等により市長としての勤務実態がないことから、一般職員同様、市長から給与等を返還させるべきとする請求であると解するにしても、特別職たる市長については、地方公務員法が適用されないことなどから、一般職員とは勤務の概念や法令の適用関係についても様々な議論があり、その論拠次第では違法事由に大きな影響を与えるにもかかわらず、本件請求書及び事実証明書の各記載等からは、それらを吟味した形跡が何らうかがえないことから、本件請求は、法第242条の要件を欠くものと言うほかない。
- 次に、法第141条の趣旨に反する点について、当該条文は、市長が、「衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない」こと、また「地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない」ことを規定するものであるところ、現に、市長がこれらの職を兼職していないことは明らかであるので、請求人の主張は失当と言うほかない。
- さらに、政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例（以下「当該条例」という。）違反がある点について、当該条例は、市長その他の職員の「職務として行う」行為を制限するものであるところ、請求人は、市長が市長の職務を行っていないことを前提に、市長に対する給与等の返還を求めているのであるから、条例違反をいう請求人の主張には論理矛盾があると言うほかない。
- 加えて、そもそも当該条例は第3条に規定するとおり、市長選挙において制限する具体的行為を定めたものであり、衆議院議員選挙における市長の行動を対象とした請求人の主張は、この点からも失当と言うほかない。
- そうすると、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。